

島根県における障害者にかかわる権利保障運動の歴史 I

西 信高*

Nobutaka NISHI

The History of Guaranteeing Rights of the Disabled in Shimane Prefecture I

ABSTRACT

The general system of compulsory school education was established in 1947, and compulsory education was enforced in schools for the blind and deaf during the ensuing year. Schooling for children with mental disability, physical handicaps and health impairments started completely as guaranteeing their educational right in 1979. However, higher secondary education for them was not general in those days, so necessary to delay. Advancement rates from lower secondary education to higher secondary education has increased to approximately 100 per cent recently.

Such changes in special support education system for the disabled took place against the background of the movement of many parents, teachers and citizens concerning for these problems. Similar circumstances were appeared in Shimane prefecture. Based on the author's experiences in movements to guarantee educational and occupational rights of the disabled, historical development in Shimane prefecture are illustrated.

【キーワード：障害者，教育，歴史，権利保障，島根県】

はじめに

最近のわが国における障害者をめぐる状況の変化にはめまぐるしいものがある。これは小泉内閣（2001年～2006年）を特徴づける「構造改革」という名の政策に起因するものである。このような変化は、障害者に関連した問題に特化したものではなく、国民全体にかかわるものであるが、いずれにせよ文字通り激変というべき変化である。そして小泉内閣を引き継いだ安倍内閣が「再チャレンジが可能な社会の構築」をキャッチフレーズに掲げていることに示されるように、そしてまた「勝ち組、負け組」や「格差社会」といったことばが喧伝されているように、その「改革」は、簡単に結論づけるならば、再チャレンジが必要となる人々を生み出すような性質のものである。そのような動向の中で、これまで社会的弱者などといわれてきた障害者が「勝ち組」に入る可能性はきわめて低く、逆にますます厳しい状況に追い込まれていっているのである。

そのようななかで、障害者あるいはその家族や関係者の動きはどうか。最近、上に述べた状況をさらに激化させるように「障害者自立支援法」が施行された（2006年4月）。その法案の国会審議と並行する形で、全国で反対運動が展開された。かつての安保闘争等々、戦後まもなくから1970年代まで繰り広げられた市民運動あるいは労働運動の大きなうねりに比べれば規模においても強力

さの度合いにおいても匹敵するものではなかったが、全国レベルで見た場合、運動はそれなりに展開されてきたのである。

一方、都道府県レベルに目を転じたとき、盛んな取り組みもみられる⁽¹⁾のであるが、島根県の場合はどうか。障害者の追い込まれた事態の深刻さに比して、この障害者自立支援法に対する動きは必ずしも活発とはいえない状況がみてとれる。また、この障害者自立支援法に限らず、たとえば障害者医療費の助成制度等、従来の運動により発展的に蓄積されてきた福祉に関わる諸施策が徐々に後退させられてきている。最近では、たとえば島根県社会保障推進協議会等がこの障害者福祉医療問題について一定の運動を展開した⁽²⁾が、障害者・市民が一体となった大きなうねりをつくりだすまでにはなお課題が残されている状況にある。そして教育関係者においても、このような障害者をめぐる情勢について「大変ですね、厳しいですね」との声は聞かれるものの、率直に言えば他人事、みずからそうした状況を打開する動きを作り出すとする姿勢は強くない。

安倍内閣は憲法改定についても極めて積極的な姿勢を表明しているのであるが、その現行憲法において初めて一章が充てられることとなった「地方自治」を内実あるものとする意味でも、そしてまた一連の改革が「三位一体の改革」に象徴されるように、国の責務を軽減し市町村に比重を移していることを考えるならば、地方自治体

* 島根大学教育学部心理・発達臨床講座

での動きに視点をあてることは今後一層重要度を増すと考える。そしてその際、科学的な検討を進めるためには、やはり歴史を振り返りそのなかから教訓を引き出すことは必須の手続きといえる。

そのような考えのもとで、まずは筆者自身がとりくんだ障害者に関連するさまざまな権利擁護運動についてふれ、それを機軸に以後何稿かに分けて検討をすすめていきたい。そして本稿では、主として1970年代以降10数年の間の運動に焦点をあてる。

その当時からすでにほぼ30年が経過している。「市民運動」という限り、これは当然個人で実践できることではない。大勢の人々の共同のとりくみである。したがって、長い時間の経過の中で運動の経緯をまとめておきたいと考えたこともしばしばであったが、筆者のかかわった運動がたとえ筆者が中心的で多大な貢献をしたとしても、個人的にまとめて公にすることに抵抗があった。しかし、ここで取り上げようとする運動は、文字通り“歴史”ともいえるほどに過去のものとなっているものである。まさに歴史的に評価を加えることが求められていると判断した。

また、すでにその当時の具体的な事実を知る人も少なくなるにつれて、運動を積極的に進めてきた者として耐え難いことではあるが、意図的か否かは別として事実をねじまげて伝えられていることを気づかされる機会が増えてきている。事実を事実として正確に書き残しておくことは、直接渦中に身を置いた者に課せられた責務であろうと考えるようにもなっている。

さらにまた、大学に籍をおいているゆえか、空理空論を吐く者とみられていると感じる機会も最近では多くなっている。ある法人においては、うち続く福祉後退に抗する運動に関連してあれこれの提言をしたが、まったく耳を貸そうとしなかった。障害者運動の分野において、市民の中に入り込んで運動に加わった大学人の一例を示すことも、この島根県においては一定意識のあることではなかろうかと考えている。

このところそうした運動の第一線に身を投じる機会はずいぶん少なくなっている。今回こうしてかつての資料をひも解き整理したのであるが、当時の記憶がよみがえって感無量のものがあった。そのころ行動をともにした人々の中には今もつきあいを継続している人も少なくない。先日100人近くの障害児関係の学校・学級の教員と接する機会があったが、そのときに、これまで担任した子どもの保護者と夕食をともにしたことがあるかと質問した。あると答えたのは2人のみであった。この一事をもって「父母・地域とともに」の深まりの尺度とすることは適当ではないが、筆者にとっては驚きであった。学校教育において直接担任した場合には、教員と保護者の間には簡単には解消できない一定の結びつきができるのであるが、大学にいる者にはそのような基盤はない。しかしながら、ともに子どもの幸せを願って運動を展開したころには何度も、そして何人もの保護者と家を行き来し、また食事を共にする機会を持ったのであり、その一部は

今も続いているということである。

以上に挙げたいくつかの理由をあわせ考えるとき、やはり経験を語ることも有意義という感が強まる。

かかわった運動の中で、本稿においては、一つには、養護学校高等部の新設及び同じく養護学校高等部の定員枠拡大をセットにした要求運動を跡づけることとする⁽³⁾。もう一つには、障害者のための共同作業所の開設についてとりあげる。高等部の設置に関しては二度大きな盛り上がりを見せた運動があったが、二度目のものに重点をおいている。一度目の運動に関しては、他の団体の資料ともつきあわせながら別稿で検討する中で、あらためて取り上げたいと考えている。

1. 養護学校高等部の新増設を求める運動

養護学校の義務制実施（1979年）により障害児の全員就学が実現して以降、当然の成り行きとして、その次の義務教育終了後の進路保障が問題となってくる。そのような高等部の新設問題に関しては、島根県各地の「親の会」等の直接の関係者が組織として要求する運動はそれなりに行われてきた経過がある。しかし、一般市民をも視野に入れた広範な運動についてみるならば、1981（昭和56）年後半から翌年初めにかけて展開された運動が最初であったといえる。これは、病・虚弱児を対象とする緑が丘養護学校の教職員を先頭に、教職員組合が中心となって組織した「島根県国際障害者年をすすめる会」を基盤として展開されたものである。そしてそれは、「すべての養護学校に高等部を設置する」ことを目指していた。

この運動に呼応し、また並行する形で、同様の要求を掲げて「障害児の福祉と教育をすすめる島根県連絡協議会」も独自の署名活動に取り組んだ。この連絡協議会は、筆者が発案し、この高等部の運動に先立つ数年前に立ち上げた市民運動の団体であるが、障害者及びその家族のみならず、教員・保健師・保育士、医師・看護師、県・市町村等の地方公務員の他一般市民といった幅広い層の人々が会員となっていた。障害者にかかわる権利保障を目指すことを目的とし、このように障害者とその家族に限定しない持続的な組織は島根県においては初めてのものである。この組織は、名称としては「島根県」がかぶせられているが、実際には会員構成は松江市とその周辺に限定されていた。この会の設立経緯や島根県の障害者に関する歴史の中で果たした役割等については、稿を改めて検討する。

この二つの組織を核とした運動は、数ヶ月にわたる署名活動を軸に展開された。「島根県国際障害者年をすすめる会」では1万4千筆、連絡協議会では1万1千筆を集約した。いわば「組織票」という点では前者が圧倒的に強大であったが、100人を少々超える程度の会員数である後者でほぼ匹敵する数に達したということは、いかにその活動が幅広く力強いものであったかをうかがわせる。最近では国政レベルの選挙をはじめとする各種選挙において、「無党派層」「草の根」といった勢力が選挙結

果に多大な影響を及ぼしたなどと論評される機会も多いが、まさにそれに類する現象ともいえる。

そのような多数の署名が集約されたのであるが、翌1982（昭和57）年初頭の2月の島根県議会では、結果は「継続審議」であった。その後、「島根県国際障害者年をすすめる会」ではあらためて署名にとりくみ、3千百筆を集めて、再度議会に訴えた。そして12月県議会での審議の結果は、一歩前進ともいえる「主旨採択」であった。しかしながら、その数ヶ月後の翌年2月県議会において、教育長が1984年度には1校設置すると答弁することとなる。全国の趨勢とこうした島根県内の動きについて、もはや要求を無視できない状況にあると行政はみてとったのである。「主旨採択」としながらも、一方では具体的な検討をすすめていたのである。そして1983年末、県内5校の知的障害養護学校のうち2校、「出雲」と「石見」両養護学校に高等部を新設することが発表された。「障害児の福祉と教育をすすめる島根県連絡協議会」の保護者の大半は松江市とその近辺に住む知的障害児の保護者であり、その保護者が熱心にとりくんだ運動ではあったが、当時の保護者のことばを借りるならば「あろうことか」、県都の養護学校での新設は見送られたのであった。そして、出雲の場合にはM県議の活躍を含めてそれなりに運動があったのであるが、石見の場合には例えば学校関係者にとってはまさに「寝耳に水」といえる「突然に降って湧いた話」であった。

1984年4月に両養護学校に高等部が設置された。その1学期に、具体的に高等部はどのようなものであるかを聞こうではないかと、「障害児の福祉と教育をすすめる島根県連絡協議会」で二人の先生を招くこととなった。そこに両養護学校からY先生、T先生が出席したが、その話の中に「皆さん、ぜひ見学に来てください」という勧めがあった。会が終了したあと、「まるで自分たちが作ったかのような誘いだった」と、何人もの保護者が非難の声をあげていた。会員からすれば、あれほど熱心にとりくんだにもかかわらず、わが子には何も返ってこないという、断腸の思いがあったのである。

「障害児の福祉と教育をすすめる島根県連絡協議会」では、強く期待し望んでいた松江養護学校での高等部新設が当面実現できなくなった状況のもとで、これからのことを考えなければならなかった。すなわち、高等部に通えないということは、養護学校に籍を置くほどの障害程度の場合、つまりは中学部を卒業した後は在宅にならざるをえないことを意味していたのである。

そこで、たとえ高等部ができたとしても3年後にはまたその後の進路に悩むことになる、であるならば、障害の重い子どもたちも通えて、そして働ける場を作ろうとなり、共同作業所設立に向けて始動することとなったのである。決して落胆で終わったわけではなかったのである。

II. 障害者のための共同作業所づくり

この作業所づくりについては、筆者が深く関わっていたが、全経過を知る者として個人的に資料としてまとめ

ているので、そのまとめを参考にしながら設立に至る前後の時期について以下に記述する。

これもやはり「障害児の福祉と教育をすすめる島根県連絡協議会」の活動として展開された運動である。

まず経過の概要は以下のようである。

1984年（昭和59年）

7月29日 事務局で作業所を作る方向で検討することを決める

11.25（11月25日、以下同様）幹事会で、クリーニングの作業所をつくることで、具体的に検討を開始することを決める

1985年（昭和60年）

7.14 総会で、連絡協議会が母体となって、作業所をつくるための準備を開始することを決定

9.21-9.23 指導員候補者1名による共同作業所等視察（大阪府）

9.29 作業所設立準備委員会 発足

10月 全国共同作業所連絡会（共作連）に加入

11月-12月 共作連カレンダーの販売

12.8 第2回準備委員会 入所説明会を2月2日に開くことを決定

12.12 準備委員会ニュース 第1号発行

1986年（昭和61）

1.12 第3回準備委員会

2月 生協病院に対し、作業所のための場所の提供を要望、折衝

「今のところ断らざるを得ないが、まだ検討の余地はある」との回答

2.16 入所者説明会

3.9 第6回準備委員会

生協病院との折衝は不調に終わり、別の場所、別の業種で早急に開設することを決定

その他、映画会のほか資金集めの算段、共作連全国集会への参加など協議

3.15 第4回指導部会

3.30 第4回事務局会議

4.6 第8回準備委員会

松江市国屋町に開設し、名称を「共同作業所さくらの家」とすることを決定

4.20 準備委員会を発展的に解消して、「共同作業所さくらの家」運営委員会発足

設立要項、運営要項、設立趣意書、後援会会則承認

4.24 第2回運営委員会

運営委員の人選及び任務分担

後援会発足 後援会会長他を選任

4.26 「共同作業所さくらの家」開所式

開所祝賀会

5.6 共作連による国会請願署名 700名分を返送

5.8 第3回運営委員会

会計帳簿の承認

- 指導員給与の支払い方法
- 企画部長の交代
- 運営委員会内の人員配置
- 平野醤油店の委託販売
- 映画会を9月に開催
- 後援会運営の具体化は次回運営委員会で検討
- 講演会会員名簿の作成を決定
- 運営委員会委員の連絡網をつくる
- 入所者の見通し報告
- 5.11 作業所裏手の山の開墾と野菜苗の定植
- 民家駐車場建設の土木作業員としての労働（資金稼ぎのアルバイト）
- 5.29 第4回運営委員会
- 醤油・Tシャツ販売を決定
- 後援会入会の礼状を発送

1984（昭和59）年7月29日の事務局会議が、作業所づくりの第一歩となったのであるが、そのときに筆者が準備した文書に次のような内容のものがある。まだ当時はワープロは普及しておらず、これも手書きであった。「サマースクールの準備にかかわって、このところ事務局会議の回を重ねていますが、7月29日の会議で、ほぼ最終段階を迎えることになります。

7月14日の事務局会議のとき、サマースクールの案内状の発送も済み、申し込みを待っている状態ですが、好評のようです。

もうひとつ、議題となっている作業所のことですが、これは、会として、子どもらの働く場をつくらうではないかというものです。高等部はこの4月から2校にできましたが、松江近辺にできる可能性は今のところないといわざるを得ません。そしてたとえできて、今年の入試の現状ではちょっと障害が重いととてもじゃないが入れないという状況です。この現状を打開するためには相当の努力が必要で、会として、ひきつづいて運動をすすめていくことになっています。

とはいっても、やはり、高等部がなければ、義務教育終了後在宅になるというのでは困りますし、また、高等部に入れても卒業後のことがすぐ問題になってきます。

そこで会として、独自に家から通えるような働く場の確保を考えようという声が出ています。これまで検討したところでは、可能性もないわけではなく、また高等部のように県に頼むといった形ではない、会の力次第で可能となることといえます。

今後本格的に考えていくうえでの第一歩として、当日、少しつっこんだかたちで話し合う予定にしています。」

この文章の中に書かれている「サマースクール」は、その後、2001（平成13）年度から島根県が実施している「ハッピー・アフター・スクール」（養護学校等放課後対策事業）などに発展している。しかしながら、障害児の学校外活動として「障害児の福祉と教育をすすめる島根県連絡協議会」が県内ではじめてとりくんだこの

画期的な活動ではあるが、最初のとりくみを始めた者として、やはりあらためて別稿でその発展過程と意義など詳しく論じたいと考えている。

上に共同作業所の設立過程を日付を追って書いたが、以下に関連する文書を掲げておく。

まず、1986年4月2日の第8回準備委員会で承認された「経過報告」である。案文は西が作成した。

経過報告

「障害児の福祉と教育をすすめる島根県連絡協議会」は、障害児の保護者、学校の先生、保母さん、保健婦さんなどが参加して自主的に組織された市民団体です。本会で障害者のための作業所を作ろうという気運がでてきたのは、59年（以下年号は昭和—西）のはじめでした。その前の年58年は、「養護学校に高等部を!」の要求のもとに、署名など幅ひろい運動をすすめてきました。高等部については、59年から開設という成果は得ましたが、残念なことに最も関心がもたれた松江養護学校には設置されませんでした。そのために、義務教育修了後の行き先をとりあえず考えねばならない会員がでてきました。そして、考えてみれば、たとえ高等部ができて、その後の進路がすぐに問題になってきます。

また、松江・八束地区の中学校・中学部の卒業生の進路状況を調査したところ、過去5年の卒業生のうち24名が就職等ができず、在宅を余儀なくされていることがわかりました。

このような背景のもとで、59年の7月、事務局会議で作業所をつくる件がはじめて議題にのぼりました。そして、11月の幹事会で「クリーニングの作業所をつくる方向で具体的な検討を開始する」ことが確認されました。

その後の検討過程では、隠岐「仁万の里」の高橋所長さん、西郷みんなの作業所の山田所長さん他、多くの方々から助言や指導をいただきました。

そして、60年7月の総会で、「連絡協議会が母体となって作業所をつくる。そのために本格的な準備作業を開始する」ことを決定しました。

これをうけて、9月に作業所設立準備委員会を発足させました。そして、民主的に運営していくことを大前提にしなが、作業所の構想・入所者関係等を担当する指導部と、施設設備の設計・諸費用の見積り・販路の開拓等を担当する事業部、それに事務局と、三つの部に分れて構想をねりあげていくことになりました。

準備委員会の発足と前後して、松江保健生協・生協病院に対し、施設借用について正式に依頼しました。作業所づくりを検討しはじめたころから、生協病院の新築移転計画にともなう現病院の跡地利用にかかわって、作業所として一部借用することを頼んでみてはどうかと、関係者から勧められていたことによるものです。

この件は、その後61年2月の段階で「今のところは断らざるをえないが、まだ検討の余地はある」との回答をいただきました。

これによって、生協病院の一部を借用して開設するこ

とが当面困難となり、また、建物から準備してクリーニングを営むことは資金面で難しくなりました。そのような状況のもとで、この3月の準備委員会において、今後とも要請を続けながらさしあたって別の場所・業種で早急に開設することを決めました。

そして、4月6日の第7回準備委員会で、松江市国屋町において4月26日に開所することが決定されました。

この間、場所の選定、資金の調達方法、入所対象者の把握等々、さまざまな困難にであいましたが、委員一同協力しあって、一つひとつ解決していきました。今後に残している課題も少なくありませんが、一応のみとおしがついたことにより、このたびの開所決定となった次第です。

具体的な準備の段階でも、生協病院の関係者はじめ、たくさんの方々から御協力をいただきました。また、昨年11月には、障害者の作業所の全国組織である「共同作業所全国連絡会」に加盟し、各地の状況も参考にすることができました。

新しくできる作業所の名称も「共同作業所 さくらの家」ときまり、所長(兼指導員)として、N(本文実名一西)さんをお迎えしました。

多くても10名ほどしか受け入れられませんし、職員が1名というたいへんささやかな作業所です。けれども、教育的な配慮のもとで、生活や労働の力を強め、ほんとうにこの作業所に来てよかったとみんながおもえるような作業所にしたい、そして、作業内容も、紙粘土を材料に使った工芸品づくりなどからはじめ、ゆくゆくは自主製品もつくりだしていきたい等々、夢と希望、そして意欲に満ちあふれています。

とはいえ、これからがむしろ大変といえます。これまで力をあわせて準備をすすめてきましたが、今後はさらに輪を大きくひろげ、知恵と工夫をもちよりながら、私たちの「さくらの家」を発展させていかねばなりません。手づくりの作業所が現実のものとなったいま、また気持ちを新たに、がんばっていきましょう。

次は設立趣意書である。これも西が案文を作成した。

設立趣意書

共同作業所 さくらの家 設立趣意書

松江市内のちえおくれの子どもたちは、養護学校に高等部がないため、義務教育修了後の進路としては、概ね就職あるいは施設入所の二つに限られています。また、私たちの調査によると、松江市内の養護学校中学校・中学校障害児学級の卒業生のうち、行き場がなくて在宅を余儀なくされている人が、過去5年間で少なくとも20名を数えます。

障害児の福祉と教育をすすめる鳥根県連絡協議会の会員のなかには、すでに子どもを卒業させ、あるいはまた卒業を目前にしている保護者も少なくありませんが、そのような現状のもとで、子どもの進路を真剣に模索して

きました。

そして、会のなかでのさまざまな議論を通じて、結局、自分たらの手'で、家庭から通勤しながら働けるような作業所をつくろうということになりました。

その後、ほぼ2年間の準備を経て、このたび松江市国屋町に「共同作業所さくらの家」を開設することとなりました。

人間は、社会的な存在です。他の人との交わりのなかで発達していきます。そしてまた、人間は労働によって、社会を発展させてきました。

私たちは、ちえおくれとよばれる人たちが、この作業所で仲間とともに協力しあいながら労働し、生産活動をとおして社会につながり、そのなかでみずからの障害をのりこえ、発達を実現していくことをねがっています。

同時に、健常者がお互いに各人の尊厳を認めあうように、ちえおくれの人たちと健常者が、対等・平等の関係でお互いに人として尊敬しあえるような、地或社会の実現をねがっています'。

この作業所は、私たちの会が自主的に開設するもので、さしあたって指導員が1名、入所者も10名が限度というささやかな作業所です。なにとぞ、皆様がたの深い御理解によりまして「共同作業所さくらの家」の設立に御賛同いただき、御支援・御協力賜りますよう、おねがい申し上げます。

昭和61年4月20日

各位

障害児の福祉と教育をすすめる鳥根県連絡協議会
共同作業所 さくらの家 運営委員会

つづいて、設立要項及び運営要項を掲げる。これらも西が案文を作成した。

設立要項

共同作業所 さくらの家 設立要項

1. 設立趣旨
障害児・者に、就労の場を保障するために設立する。
2. 設立生休
障害児の福祉と教育をすすめる鳥根県連絡協議会(以下、連絡協議会)
3. 運営
連絡協議会会長が委嘱する「共同作業所さくらの家運営委員会」(以下、運営委員会)が、「共同作業所さくらの家運営要項」(以下、運営要項)にもとづいて運営する。
4. 所在地
松江市国屋町443(電話 0852-27-8850)
5. 入所者
運営要項により運営委員会が決定する。定員は10名

とする。

6. 職員

所長および指導員によって構成する。職員の任免、勤務条件等は、運営要項にもとづき運営委員会が決定する。

7. 作業日・作業時間・作業内容

入所者の障害等を考慮し、運営委員会で決定する。

8. 作業収益の使途

作業により得られた収益は、原則としてすべて入所者に還元する。配分の方法等は、運営要項にもとづき運営委員会が決定する。

9. 労働災害

安全確保に最大限の努力を払う。作業所の責任の範囲等は、運営委員会が定める。

10. 会計

運営の費用は、各種補助金、個人や団体からの寄附金等でまかない、入所者からの個人負担はおこなわない。

11. 保護者会

運営委員会と協力して共同作業所を発展させるために、入所者の保護者により、保護者会を組織する。

12. 要項の改廃

この要項の改廃は運営委員会が行ない、連絡協議会の承認を受ける。

この要項は、1986年4月20日から実施する。

運営要項

共同作業所 さくらの家 運営要項

1. 運営の基本方針

入所者が仲間とともに労働することにより、生活をたかめるとともに障害を軽減・克服していけるような作業所とする。運営は入所者をはじめ関係者の要求を大切に、自主的・民主的におこなう。地域に根ざしながら、県内のみならず全国の作業所とも連携する。

2. 運営委員会

- ①運営は、「共同作業所さくらの家運営委員会」(以下、運営委員会)がおこなう。
- ②運営委員は、20名とする。任期は1年とし、再任はさまたげない。
- ③運営委員は、障害児の福祉と教育をすすめる島根県連絡協議会(以下、連絡協議会)会長が会員のなかから委嘱し、連絡協議会に報告する。
- ④運営委員会につぎの役員をおく。役員は委員の互選による。

代表(委員長) 1名 会務を統括し共同作業所さくらの家を代表する。

副委員長 1名 代表を補佐し、必要あるときは代表を代行する。

事務局長 1名 事務を統括する。

- ⑤運営委員の互選により常任委員を選出し、常任委員会を構成する。

- ⑥運営委員会につぎの専門部を設ける。

企画部 運営計画の企画・策定 設備・備品の維持・管理 資金の運用 会計業務

指導部 作業計画の策定 受注・販売 指導計画の策定 入・退所 研究活動

- ⑦運営委員会は、会計監査2名、事務局員若干名を委嘱する。

- ⑧運営委員会は、相談役を委嘱することができる。

- ⑨運営委員会および常任委員会は運営委員長が招集する。常任委員会は、原則として毎月1回開く。

4月または5月の運営委員会において、予算・決算の承認、役員の選出をおこなう。

- ⑩各専門部は、必要に応じて部会を開くことができる。

3. 職員

- ①職員の任免は、運営委員会がおこなう。

- ②共同作業所さくらの家に所長をおく。

- ③所長は、運営委員となる。

- ④運営委員会は、補助指導員を委嘱することができる。

- ⑤職員の賃金等勤務条件は、運営委員会において別にさだめる。

4. 入・退所

- ①共同作業所さくらの家に入所を希望するものは、所定の用紙に必要事項を記入し、運営委員長に提出する。

- ②運営委員長は運営委員会に諮り、許可・不許可を決定する。

- ③退所する場合は、所定の用紙に必要事項を記入し、運営委員長に提出する。

5. 作業・生活

- ①作業・生活の全部面にわたって、安全の確保につとめる。

- ②作業日・作業職域・日課は所長が定め、運営委員会の承認を得る。

- ③作業種日の選定・受注契約は、運営委員会が別に定める規定にもとづいて所長がおこない、運営委員会の承認を得る。

- ④作業収益の分配は、運営委員会において別に定める規定により、おこなう。

6. 会計

- ①運営費は、補助金、寄附金等でまかない、個人的経費を除き、入所者による個人負担はおこなわない。

- ②会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

- ③企画部は各年度の予算書、決算書を作成し、運営委員会に提出する。

- ④共同作業所さくらの家の収入・支出は、すべて企画部を経由しなければならない。

7. 要項の改廃

この要項の改廃は、運営委員会がおこなう。

8. その他

この要項に定めのない事項については、運営委員会において協議する。

最後に、後援会会則を掲げる。可能な限り広範に、かつ安定的に協力者・支援者を得ようとして後援会を組織した。

後援会会則

共同作業所 さくらの家 後援会 会則

1. 名称 この会の名称を、共同作業所さくらの家後援会（略称 ）とします。
2. 事務所 この会の事務所を、共同作業所さくらの家におきます。
3. 目的 この会は、共同作業所さくらの家に対しその充実・発展のためにさまざまなかたちで後援することを目的とします。
4. 構成 この会は、前項の目的に賛同し、会費を納める団体・個人によって構成します。
5. 会費 団体会員・個人会員とも、年額1口2,000円とし、口数は制限しません。
6. 事業 この会は、つぎの事業をおこないます。
 - ①ニュース、機関紙等の発行
 - ②共同作業所さくらの家への財政的援助
 - ③共同作業所にかんする啓蒙・宣伝活動
 - ④その他、この会の目的を達成するための活動
7. 組織・運営
 - ①若干名の世話人で構成する世話人会が、日常の運営にあたります。世話人の互選により、つぎの役員を選びます。

会長	1名
副会長	1名
事務局長	1名
会計監査	2名
 - ②総会は年1回開き、予算・決算の承認、世話人の選任などをおこないます。
 - ③総会は、出席者によって成立します。
8. 会計 この会の財政は、会費の収入によってまかいます。会計年度は6月1日から翌年の5月31日までとします。
9. その他 この会則に定めのない事項については、世話人会で協議して決めます。

この会則は、昭和61年4月20日から実施します。

以上が作業所にかかわる主な文書類である。全て筆者が文案を作成した。すでに長い年月が経過しているため、たとえば「保母」「ちえおくれ」「啓蒙」等々、用語上現在では使われないものも含まれていることを断っておかなければならない。

いずれにせよ、それまでに手をつなぐ会、つまり知的障害児の保護者の組織で「共同作業所」を作っていた例

はあるが、こうした市民団体が作ったものとしてはこの「さくらの家」が鳥根県で最初のものとなる。

そのために、県に出向いて補助金の交付を要請したところ、交付対象としてはそのようないわば不特定多数が参集する市民組織が経営するような作業所は想定されていない、ということで、門前払いとなった。その後、県としても検討を加えることとなり、交付対象にあげられるようになったのであるが、いずれにせよ、そのような時代に開設されたということである。

61年10月19日には、鳥根県の共同作業所が合同して「鳥根支部」を立ち上げている。松江市のむらくも会館（現「サンラポー・むらくも」）で秦泰雄先生を迎えて記念講演会も同時に開催した。秦先生は、当時日本福祉大学教授で、日本の共同作業所の歴史の中でパイオニア的存在である「ゆたか共同作業所」に深く関わっていた人であった。

この作業所が開設となった以降、筆者は具体的な運営には一切携わらなかった。希望して「顧問」となった。これについては、後日、簡単に身を引いたということで非難する向きもあったが、それはある程度こうした方面に詳しい者が居残っているならば余計な口出しもあろうし、そしてなによりもまさに市民の手で、紆余曲折はあろうともみんなで協力して福祉事業をすすめていく、そのような経験が積まれていくことを期待したのであった。保健士のHさんにそのころ話したが、作業所というのは、一度できてしまうとなくすわけにもいかないので、いかに困難に直面しようとも必ず解決の道をみんなで見つけ出す、そのような内的発展力を秘めたものと考えてもいた。顧問となった後、特に要請がなかったために、結果的にかかわりがなくなってしまったということである。ただ作業種目の陶芸については、時折手伝っていた。高齢者のK氏も同じく陶芸を手伝うのを楽しみにしていたが、作業所が発展していくにつれて徐々に声をかけられる機会が減ってさびしいと語ったことがある。クリーニングを作業種目と考えた理由の一つは障害児の父母の働き口の確保であったが、同様に、高齢者の集う場の提供ということも筆者として個人的にはこの作業所に願っていたことであった。

もうひとつ後日談であるが、教員を退職したO氏が後援会長となった。設立後の最初の新年を迎えたとき、後援会から賀状が届いたが、その差出人が連名となっていた。そして筆頭に後援会長の名があり、入所者代表の名が最後に挙げられていた。主人公は利用者であり、彼らを筆頭者にしなければならないと強く抗議したことがあった。またあるとき、以前知的障害者の施設長をしていたがT氏が松江に転入してきたとき、相談があるのだがと、声をかけられた。O氏から運営委員長に就任してほしいといわれたのだが、設立に深くかかわった筆者の意見を聞きたい、ということであった。T氏に対して、顧問となった理由を説明するなどしたが、結論としてはT氏の考え次第だと答えた。そしてその直後、T氏が運営委員長に就任した。

この作業所は、現在では法人となり、当時では想像できなかったほどの発展を見せている。

III 第二次の養護学校高等部の新增設を 求める運動

すでに見たように、障害児の福祉と教育をすすめる島根県連絡協議会では高等部の問題にとりくんできたのであるが、松江に設置されることは望み薄となり、それを契機として共同作業所づくりに力を注いだ。しかしながら、高等部のことを放念したわけではなく、引き続き強い関心を持って事態の推移を見つめていたのである。そのようなときに、またあらためてとりくまなければならない事態が生じた。

1986年10月の島根県の地元紙は、以下のような記事を載せている⁽⁴⁾。

「Aさん(15歳)はこの春、肢体不自由児が学ぶ松江清心養護学校(松江市東生馬町)の中学部を卒業。同校の高等部(定員6人)へ友達と仲良く進学するはずだった。中学部の教師も“太鼓判”を押していた。ところが、受験した8人のうちAさん1人が落ちた。本人にも理由は分からない。現在、生活している松江整肢学園で1人勉強を教わりながら、毎朝、隣接する高等部へ友達を送り出している。祖母のTさんは「本人には『来年がある』、友達も『一緒に高等部で勉強しよう』と励ましてきた。障害児は集団で教育を受けて初めて発達するもので、1人で勉強しているAがふびんでならない。高等部へ行かせたいと思う“親心”はわがままだろうかという思いは募るばかりだった。Tさんは「障害児の福祉と教育をすすめる島根県連絡協議会」の渡部博美会長らに涙ながらに訴えた。『よし、それでは高等部新設と一緒に清心養護学校の定員増も請願しよう』。親たちの熱望は怒りに変わっていった。」(引用は一部改変)

このころ、地元紙「山陰中央新報」は高等部関連の記事を連載し、運動を後押しした。記事は事実を的確に把握した内容であったと評価できる。

こうした「選抜」、まさに蜷川京都府知事の言った「十五の春を泣かせない」を真っ向から裏切る行為が学校で行われた直後、以前から知り合っていたTさんが筆者にこう言ったのである。「いま、家族で泣きながら暮らしています。署名でも何でもするので、何とか力を貸してくれませんか。」

そこで筆者は、知り合いの同養護学校に勤務するN先生に連絡し、Tさんがこのように言っているので、学校のなかで来年は定員枠を広げるなど入学について検討するよう働きかけてほしいと伝えた。また県教職員組合のO障害児学校部長にも事の次第を伝えた。しかし、O氏は「まず学校だ、学校から声が出なければ組合としては動けない」と、まったく消極的な姿勢、待ちの姿勢を示した。

筆者はTさんから話があったとき、新聞記事にあるような毎日悲しい思いをさせていることは耐え難いことでもあり、すぐに行動に移りたいという思いはあったが、

しかしやはり一種の仁義もしくは礼儀として、まずは学校の先生たちに託したのであった。

しかし、それから半年近く経過したころに、学校のM先生と出会い、その後どうなっていますかと訪ねたところ、このことは今でも強く印象に残っているのであるが「学校には無力感が漂っています。見通しは暗いです」という返事が返ってきた。

そこで、このままではまた同じ悲しいことが繰り返されるので、それならば私が……、という思いで運動にとりくむことにしたのである。

そのときにも依拠した団体は、新聞記事にも紹介されている「障害児の福祉と教育をすすめる島根県連絡協議会」であった。

筆者がまとめたものであるが、高等部問題にとりくんだ経緯を総括した文書(未公開)が残されている。日付は1987年3月13日付である。

以下、その「まとめ」をもとに全経過からいくつかを抽出し、日誌の形で挙げておく。

1986年(昭和61年)

- 6.15 (同協議会) 86年度総会(第10回総会)において松江清心養護学校高等部の選抜制廃止・松江養護学校高等部の新設を求めて運動することを決定。中心になってすすめるメンバーを選出
- 7.14 第1回打ち合わせの案内状送付(メンバー＝部会員へ)
- 7.18 第1回高等部部会
高等部についてなにを県に望むのか、要求の明確化・集約・運動の方法
部会員の間での役割分担
議論の結果、松江清心養護学校高等部の定員枠撤廃・松江養護学校高等部の新設を求めて県議会への請願署名を行う。次回高等部部会で署名の文案を検討する。
- 7.20 第1回高等部部会のまとめ作成
- 7.20 第1回高等部部会のまとめおよび第2回高等部部会の案内状送付
- 8.1 第2回高等部部会
- 8.2 署名用紙の文章・形式を決定
- 8.3 目標1万 期限9月20日ごろ
- 9.3 第4回高等部部会
皆生養護学校の見学について打ち合わせ
署名の進みぐあいとこれからのすすめ方
県議会への請願についてスケジュールの設定
- 9.5 皆生養護学校校長宛見学礼状送付
- 9.14 第2回街頭署名
- 9.22 第6回高等部部会
署名の最終集約、島根県議会への署名提出について打ち合わせ
県議会議長へ署名提出
- 10.2 反省・慰労会

- 10.6 県議会総務委員会で主旨説明
- 10.9 県議会にて議決
結果は「採択」にならず⁽⁵⁾
- 12.11 県議会にて岩本議員が代表質問、長谷川議員が一般質問
この間、森山金一議員宅に会員が訪問し要請
- 12.16 県議会総務委員会にて、教育委員会が清心養護学校の定員枠を6名から10名に広げることを言明
- 1987年（昭和62年）
- 1.14 第8回高等部部会の案内状送付
- 1.14 県議会議長より請願審査結果送付
松江清心養護学校高等部の定員枠撤廃については、主旨採択
松江養護学校高等部の新設については、継続審議
- 1.17 第8回高等部部会（流会）

1986年6月15日の同協議会86年度総会（第10回総会）において、提案された文書は次のようなものである。これが採択されたのを機会に、以降積極的にとりくむことになる。

a. とりくむ理由

・清心養護学校の高等部では、入試にあたって、障害の程度によりふるいおとす「選抜」をおこなっている。会員から、このやり方をやめて、希望者はみんな高等部には入れるようにしてもらいたいという声が出ている。

・作業所をつくる過程で保護者に集まってもらったところ、作業所も必要だが、それよりも少し長く教育を受けさせたい、高等部へいかせたいという希望がだされていた。具体的には、松江養護学校に高等部をつくってほしいということになる。

以上のような会員の希望を受けて、二つの養護学校の高等部にしばって、会として運動をすすめたい。

b. これまでの経過と現状

・高等部については、昭和58年に連絡協議会が署名をはじめ、これをきっかけに運動がもりあがって、59年4月から、出雲養護学校と石見養護学校に設置された。けれどもいずれも選抜制で障害の軽い子どもを優先して入学させている。また、松江養護学校には設置されなかった。

したがって、松江市近辺には、高等部へ行きたくても行けない子どもが多数いる。

・その後、緑が丘養護学校にも高等部ができ、そこでは「重症心身障害児」も受け入れられている。障害の重い子どもも高等部にいれるということ、県自身が実際の施策によって示していることになる、つまりだまっているわけではないのだが、現実には、いろいろある団体のどこからも具体的に声をあげ運動するということがおこなわ

れていない。もうすでに、高等部の是非、あるいは障害の重い子どもに高等部が必要か否かなどを議論する段階ではなく、ただどれだけ強く要求するかどうか、要求するがわと県との力関係の問題となっている。

・松江養護学校保護者会では、高等部設置について県議会に請願する動きがある。連絡協議会としてその保護者会長に、連携してすすめるための話し合いを申し入れたが、返事のないままにすぎている。その後、保護者会は、親の会や施設と協同する方針がかたまりつつあるもよう。連絡協議会としては清心養護学校のこともふくめて考えるので一応別立てにして、それぞれで運動をすすめていってはどうか。この点について保護者会長と話したが、合意があった。

c. これからのすすめ方

- ・9月（10月）県議会に請願する。
- ・8月末までに署名を集め、知事への陳情などをおこなう。
- ・連絡協議会内部でこの運動の担当をきめ、そこで署名の文案や運動の展開の方法を具体化する。

先に、運動化する前に直接の関係者の意向などを尊重するという姿勢について書いたが、保護者会に対しても同様の態度で臨んでいることがわかる。

この提案文書も筆者が書いたものであるが、島根県議会議長あての署名に関しても、以下に示すその署名文は筆者によるものであった。

養護学校高等部の新設及び定員増に関する請願署名

<請願主旨>

肢体不自由児のための養護学校は、島根県に二校ありますが、高等部が設置されているのは松江の松江清心養護学校のみとなっています。それも、1学年の定員は、わずか6名にすぎません。清心養護学校だけでも、61年3月の中学部卒業生は12名でした。単純に計算すると、競争率二倍、合格率50%の狭き門となります。障害とたたかひながら一緒に学んできた友だちどうしなのに、高等部へ行けるものと行けないものとふりわけられてしまいます。このような状態がつづくなかで、高等部へ進学できずにとり残される子どもの数が年をおって増えています。

また、ちえおくれの養護学校についていえば、松江養護学校には、高等部そのものが設置されていません。61年3月の松江養護学校中学部卒業生は10名を超えています。そして、この他にも、松江市内及び周辺の中学校障害児学級（特殊学級）卒業生のなかに養護学校高等部への進学を希望する者がたくさんいます。そのような子どもたちが高等部へ行きたいと思えば、親元をはなれて遠くの養護学校へ行かなければなりません。しかも、すでに設置されている出雲・石見両養護学校についても、1学年の定員はそれぞれ10名であり、障害の軽い子どもが優先される現状にあります。

健常の子どもの場合、島根県でも、高等学校への進学率はすでに95%にも及び、希望者はほぼ全員進学が可能な状態になっています。そして、希望者が増えれば、それに応じて高等学校の新設や定員増がおこなわれてきています。

障害のある子どもをもつ親にとって、義務教育を修了した後ももっと教育を受けさせたいという思いは、一層切実なものがあります。障害が重い子どもであればなおのこと、より長期の充実した教育や訓練を必要としています。

そのような親と子どもの願いに応え、松江市内にある養護学校についても、高等部への進学希望者を十分受け入れることができるように、充実させていただくことを強く要望するものです。

< 請願事項 >

- 一、松江清心養護学校高等部の定員を、進学希望者を収容するにたる程度に拡大すること
- 一、松江養護学校に高等部を新設し、その定員を、進学希望者を収容するにたる程度とすること

集めた署名は1万2千9百22。募金は20万8千6百円であった。そして、9月29日、浅野俊雄県議会議長に署名用紙の束を手渡した。紹介議員は細田重雄、金織民憲、神戸吉晴、岩本久人、北川睦朗、長谷川仁の超党派6県議であった。

当時の島根県民は約70万、松江市民は約14万であった。それを考えるならばこの数字は多くの市民から賛同を得たことを示している。確かに街頭で署名を訴えても大多数は好意的な反応であった。ただ、個人的な感想でいえば、一番難しかったのは学校の先生であった。ほんとうにこの子どもたちに高等部の教育は必要なのでしょうか、とか、私は立場上署名できないとか、あれこれ言い、結局署名しない教員も多かった。そのなかには、その後養護学校の高等部で働いている者も少なからずいる。

松江清心養護学校高等部の定員枠撤廃については、1987年度には実質実現され、Aさんも高等部に進学した。また、松江養護学校高等部の新設については、1988年度に実現をみた。しかしながら、やはり、「卒業後の一般就労が見込める者」とする入学要件の緩和はなく、したがって養護学校卒業生には門戸が閉ざされ、高等部は通常の学校の障害児学級出身者で構成されるという状態はなおしばらくつづくこととなる。

なお、2006年10月時点の両校のホームページを見ると、ここで述べたような経緯は記述されていない。しかし他方では「地域とともに」ということが強調されている。いずれにせよ、やはりどのような経緯で学校が発展してきたのか、このままでは風化せざるを得ず、何らかの形で「事実」を記録にとどめておくことの重要性を再確認することとなった。

署名のとりくみが一段落した後、感想を文集の形でまとめたが、保護者であるKさんは次のような一文を寄せ

ている。

「署名用紙をいただいた翌日、PTAにも協力してもらえたらというので、会長に電話で話をしましたが、了解は得られず、結局、一部の保護者を中心に運動していきとなりました。また、校長にも、こういう運動があるから……と話し、『学校としては協力できないが、保護者個人としてはかまわない』という話になりました。夏休み中とあって連絡もとりにくく、他の方たちも5枚くらいでも署名が集まりにくいような感触でしたが、実際にやってみると、意外にも、『日数があればもっと集まったのに』『もう少しもらっておいても集められた』『用紙が足りなかった』といったふうでした。

署名運動という初めての経験でしたが、お願いした方たちはすすんで署名してくださいました。それだけでなく、何枚も引き受けて運動を広げてもらったり、初対面の方に、『明日中になら』と言われ、1枚でもと思って持って帰っていただいたり……。多くの方の好意と善意で署名が集まりました。そのような運動のなかで、障害児の高等部入学が、どんなに難しいもので、また大切であるかを理解してもらえたのではないのでしょうか。

なかには、どうして入試制度などあるのか？と言う方も多く、これだけ多くの人たちに高等部全入に対して理解・賛同してもらえるのに、教委・行政・学校側にわかってもらえないのか……さらにはがゆく思います。」

まさに生まれて始めて署名運動というものに取り組んだ人たちも多かったのである。また、このように書かれてはいるが、教委等々にも理解を示した人たちもいた。当時、指導主事であったE先生もそのうちの一人で、表立ってではなかったが常に好意的な態度であった。

その同じ文集に筆者が書いた感想は、以下の内容であった。

先日、私立学校の先生の話聞く機会がありました。そのなかで、私立学校など私学は保護者の経済的負担が大きいので、もっと公的な補助を増やしてほしいと全国的に署名運動を展開し、島根県でも1万2千人ほど署名してもらったという話もありました。

それはそれとしてたいしたもんだなあと思いました。同時に、今回連絡協議会で行った請願署名、これはもっとすごいと言えるんじゃないかと思いました。連絡協議会の会員といえば100人ちょっと、そして核となった高等部の部会は13人、それほど小さな組織で1万3千集めたのですから、いかにがんばったかがわかっていうものです。

けれども、ただむやみやたらにがんばれば署名が集まるというものでもありません。それを支持する世論というものが一方にあつてこそ、集められるものです。

今回の署名運動をとおして、障害児の問題について、多くの人々が前向きで好意的に受け止めていることが示されたと思います。打てば響くという大げさですが、

訴えればそれに応じてくれる世論というものがあることは事実です。街頭署名に出たときなどは、確かにごく少数の例外もありましたが、声をかけたひとのほとんどだれもが、署名に応じてくれたものでした。

そこで考えるのですが、障害児・者にかかわる団体は数多くありますが、みんなちょっとばかり遠慮ぎみなのではないでしょうか。子どもにこうしてやりたい、ああしてやりたいというねがいをどしどし出していけば、案外そうだそうだという声が、一般の人々から返ってくるのではないのでしょうか。そのようにして、多くの人が子どもや親のねがいを知れば、それが世論となり、ひいては一つひとつ問題を解決し、ねがいを実現していく力になる……。

今回の署名の経過をみていて、そのようなことを感じました。

以上、本稿では筆者自身がかかわった運動についての一部を記述した。高等部新增設の問題は当時さまざまな団体がとりくんでいたものである。先にも述べたが、そのあたりの事情、さらに問題点の整理等々は、他の課題に関する運動についても記述した後に総括したいと考えている。また引き続き何稿かで同様に筆者のかかわった運動をとりあげるが、いわゆる編年体、経年的な発展過程の振り返りと総括はその一連の作業の後に試みることにしている。

注及び参考文献

1. 例えば、障害者（児）を守る全大阪連絡協議会（2006）；OTSKみんなのしあわせ、2006年7月号、p.p.1-14。
このなかで一面トップの見出しは「2200人が府庁を包囲 障害者施策の予算確保を！」となっている。記事の中で、現今障害者がどのような要求を持っているのか、障害者自立支援法関連他すべての分野にわたる内容が掲げられている。
2. 鳥根県保険医協会（2006）；鳥根県保険医協会報、No.373、p.p.10-16。
2006年2月号であるが、これまでの障害者福祉医療費助成制度に関する鳥根県の施策の推移と関係団体の取り組みについて、包括的に総括されている。
3. 本稿における引用は、「注及び参考文献」で挙げたものを除いては公刊されたものではない。
4. 『山陰中央新報』1986年10月2日付け
5. 鳥根県議会（1986）；請願審査結果について、鳥議第548号（1986年10月14日）

